

議事日程 (4)

平成30年3月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第3号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第4号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第5号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第6号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第7号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第8号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第9号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第10号 芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定について
- 第9 議案第11号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について
- 第10 議案第12号 町道の路線廃止及び認定について
- 第11 議案第13号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)
- 第12 議案第14号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 議案第15号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 第14 議案第16号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第17号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第16 議案第18号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第19号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)
- 第18 議案第20号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第19 議案第21号 平成30年度芦屋町一般会計予算
- 第20 議案第22号 平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

- 第21 議案第23号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
第22 議案第24号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
第23 議案第25号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
第24 議案第26号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計予算
第25 議案第27号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第26 議案第28号 平成30年度芦屋町公共下水道事業会計予算
第27 発委第1号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
-

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男 6番 貝掛 俊之 7番 田島 憲道 8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一 10番 松上 宏幸 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 三柵賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 村尾正一 総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 松浦敏幸
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 井上康治 住民課長 岡本正美
福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 濱村昭敏 地域づくり課長 入江真二
学校教育課長 新開晴浩 生涯学習課長 本石美香 競艇事業局次長 藤崎隆好
企画課長 浮田光二 事業課長 木本拓也

【 傍聴者数 】 3名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。日程第 1、議第 3 号から、日程第 26、議案第 28 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

それでは総務財政委員会の内容につきまして報告いたします。

芦屋町議会議長、小田武人殿、平成 30 年 3 月 13 日、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

審議、議案番号。

議案第 3 号、議案名、芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、満場一致、原案可決です。

次に議案第 4 号、芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致、原案可決です。

次に議案第 5 号、芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成多数で原案可決です。

議案第 9 号、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数、原案可決です。

議案第 11 号、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について、賛成多数で原案可決です。

議案第 12 号、町道の路線廃止及び認定について、満場一致で原案可決です。

議案第 13 号、平成 29 年度芦屋町一般会計補正予算(第 5 号)、賛成多数により原案可決です。

議案第 14 号、平成 29 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第 2 号)について、賛成多数で原案可決です。

議案第 19 号、平成 29 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 2 号)、賛成多数

により、原案可決です。

議案第20号、平成29年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、満場一致で原案可決です。

議案第21号、平成30年度芦屋町一般会計予算、賛成多数で原案可決です。

議案第22号、平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算、賛成多数により、原案可決です。

議案第27号、平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算、賛成多数により、原案可決です。

議案第28号、平成30年度芦屋町公共下水道事業会計予算、満場一致で、原案可決です。

これで総務財政常任委員会の報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは付託されております審議の結果について報告させていただきます。

報告第5号、平成30年3月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第6号、賛成多数、原案可決。

議案第7号、満場一致、原案可決。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第13号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第21号、賛成多数、原案可決。

議案第23号、賛成多数、原案可決。

議案第24号、賛成多数、原案可決。

議案第25号、満場一致、原案可決。

議案第26号、満場一致、原案可決であります。

なお、意見を付して報告いたします。

意見、議案第17号について次のとおり意見を付します。本案の予算執行に当たって、休業補償については、早急な交渉妥結を図るとともに、今後、協定書への明文化の実施を強く要望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成30年3月13日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年3月13日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年3月13日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第3号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第1、議案第3号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第2、議案第4号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第5号、芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に対する反対討論を行います。

本条例案は4月1日以降に退職する職員の退職手当を平均約78万円引き下げるものです。既に2012年の条例改編で400万円もの引き下げを受け、さらに今回、一方的な減額を行うことは公務員労働者の生活に影響を及ぼすものです。退職手当は、人事院の見解にもあるように退職後の生活を支える重要なものであり、職員は現行の退職手当の支給水準を見込んで生活設計を立てています。年金支給年齢の引き上げもあり、民間はフルタイム再雇用ですが、公務員の場合は定員管理上短時間の再任用などが主であり、退職後の生活に不安を抱えている上に、この不利益変更は断じて許されません。

今回の見直しの根拠としたものは、法的に民間準拠とは定められていない退職手当に関して、人事院が政府の求めに応じて行った民間との比較調査です。それは法的な機能を持った勧告ではなく単なる意見にすぎません。退職手当は最高裁判例で賃金であるとされ、公務員の退職手当法詳解でも、賃金の後払い的な性格を有しているとしています。人事院も勤務条件性を有していることを見解で表明しています。5年ごとの官民均衡の確保のための退職手当引き下げは、退職後も守秘義務が課され、雇用保険も適応されない公務員の特殊性を無視し、生活設計に大きな影響を及ぼすものであり、労働者の権利を侵害するものであり、断じて認められないものです。以上の理由で反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第6号、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第9号、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計予算については関連しますので、一括して反対討論をいたします。

これらの条例案は国保を広域化するための制度を条例に規定するもの及びその予算案であります。この制度は、福岡県が国保の保険者となり、市町村の国保を統括、監督することで、医療給付と保険料負担の関係を一層明確にし、医療費抑制の司令塔の役割を県が担う仕組みであると言えます。国民皆保険制度のかなめである国保に対して住民が望んでいることは、払える保険料と安心して使える医療にしてほしいということです。今回の広域化は低所得者が8割、高齢者が3割以上を占める国保の構造的な問題を解決するものとは全く言えません。それどころか財政安定化基金の設置によって、現在芦屋町が高すぎる国保負担を軽減しようとしている一般会計からの繰り入れを将来的になくす方向などを示すなど、矛盾を大きくするものです。

現在、県内の自治体が行っている法定外繰入は総額で248億円になっており、これをなくせば1世帯当たり3万1,850円の負担増となります。現在でも被保険者一人当たりの保険料は1984年に比べ、3倍近い9万2,124円になっています。国保加入世帯の平均所得は逆に40万円減少しているため、保険料を支払えば生活保護基準以下となる世帯も多数です。この大きな要因は、国保会計に占める国庫支出の割合が、1983年までは6割近くあったのが現在は3割以下まで落ち込んでいるためです。国が責任を果たしていないのが最大の問題です。

政府は昨年7月、急遽、方針を改め、国保料の大幅な引き上げを避けるために、法定外繰入や繰上充用を認め、国費や県費を投入して、1年間は現行の保険料に据え置く措置を取りました。県もこれを受け、3年間は市町村の納付金を据え置くとしていますが、4年目以降のめどは立っていません。

国保を住民本位に改革するためには、全国知事会も要求しているように国庫負担の抜本的な引き上げが何よりも求められます。今回の広域化では、ますます住民との矛盾が大きくなることを強調して反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第7号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第6、議案第8号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第9号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第7、議案第9号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号の討論を許します。討論ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この議案第10号、芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

質疑でも話をしたわけですが、その際に福祉課長のほうからですね、この条例制定の趣旨について説明がありました。私は、これは早急にね、私の知る限りでは平成22年度、25年度、26年度に選定委員会が、22年度は1者しかありませんでしたから、選定委員会はなかったようですけど、24年度、25年度は選定委員会がありました。しかも私の認識では、またほかの方々の話では、条例があって初めて報酬ですね、費用弁償、旅費、そういうものが支給されるものと私は認識しておりましたが、そういうふうなことを聞いておりますから。だからそういう条例がないままに選定委員会が行われていたということを鑑みたときにですね、やっとこのような条例が制定されるということについては大賛成です。むしろ、なぜ今まで条例が制定されていなかったのか。非常にそこに疑問点を持ちます。そういう意味で今回の場合はですね、いい条例ができる。あとは中身の問題ですね。中身の問題ですが、賛成討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第8、議案第10号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第11号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第9、議案第11号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第12号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第10、議案第12号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第13号の討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この13号、29年度芦屋町一般会計補正予算については、国民宿舎特別会計、補正、繰出金ですね、この件になります。このことについては、国民宿舎、国民宿舎の議案第17号に特別会計補正予算がありますので、それと関連してですね、説明いたします。

私は議案第13号については反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第11、議案第13号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第12、議案第14号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第15号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第13、議案第15号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第16号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第14、議案第16号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第17号の討論を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

反対討論をいたします。議案第17号、平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について反対討論します。

この2年間、ずっと赤字できていまして、その中で補正予算がついて、そしてまた後でまた追加予算がついたという問題が出てきています。そこで、国民宿舎というのは芦屋町の顔ですよ。顔ですから、やっぱり補正をしてするのであれば、その分だけの見返りというのも必要だと思っておりますよ。お客さんにたくさん来てもらって、お金を落としてもらって、泊まってもらって、というのが芦屋町の町民の願いなんです。そこで業者からの予算を上げてくれとか、そういう問題が多々出ていますので、これはちょっと考えものではないかと思って反対討論します。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

17号、29年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算について反対の立場で討論を行います。

この民生文教委員会です、意見がありますが、本案の予算執行に当たって、休業補償については、早急な交渉妥結を図るとともに、今後、協定書への明文化の実施を強く要望するというような形でこれ、満場一致だろうと思っております。この国民宿舎の問題についてはですね、私は平成29年の3月議会でも反対討論をしたと思っております。その賃料と言いますかね、納入金ですね。その納入金が減額されて2,500万ぐらいに。以前はですね、6,000万円程度あったのが、それが、それになって今の指定管理者が2,500万程度。そういう中であって、ここのように予算がですね、補償額として補償、補填及び賠償金1,700万円という補正予算が組まれています。私はこの問題について3カ月間の補償期間ということで、民生文教委員会の方々の話も聞いていますと、その工事期間中がですね、3カ月になるとは予想されていなかったんだと思いますが、そういう中であって、1,700万円の計上されている補償、それから賠償金。民生文教委員会での資料をいただきまして、町ではグリーンハウスから休業に伴う補償額約2,560万円のグリーンハウスからですね、出たと。その要望額について精査し、必要と認める補償額を積算いたしましたところ、1,700万ということでしょう。現在、グリーンハウスと補償額について交渉中であり、交渉結果によっては不足額が生じることが見込まれる。このため不足する額については、平成30年6月議会において、補正予算として議案を上程したいと考えております。

じゃあ補正予算額はいくらか。不足する額が570万円を見込んでいますと、こういうような資料をいただいたようですね、皆さん方ね。民生文教委員会の場合は。私たち総務財政委員会の6名のメンバーはこういう説明をわかりませんでした。私はこんな大事なことはですね、やはり、全員協議会とかですね、説明してほしいですね。なぜしないんでしょうね。この国民宿舎は先ほど今田議員が言われるように、観光スポットです。そして町民の皆様方は非常に関心度が高い。我々議員に対して、この資料がなかったらですね、この資料がなかったら何もわからないで私は反対していたかもしれない。3月議会、昨年3月議会に反対しておりましたからね。この説明を文章を見まして、また入江課長さんからですね、数人の総務財政のメンバー、詳しく聞きました。また個人的にも入江課長さんから話を聞いて、このプリントの説明を受けて、また後からこれをいただいたわけですけど。私が問題にしたいのは、こういう変更なり何かあったときにはですね、やはり説明を、プリントを渡すだけじゃなくて、説明してほしいという、そういう手続の問題ですね。

それと、ここの意見にも書かれてありますように、工事はもう3年、4年ぐらい前からわかっているはずですよ。だったらそういうふうに契約書なり、協定書ですか。それから公募、入札の段階でそういう説明をしておけば、その辺の話については、その時点で解決していたはずですね。それが今になって、まだ交渉中ですよ。ここには指定管理者と施行者といいますが、町ですね。ここにもう不信感が増幅しとるだろうと思うんですね。それで、不足額が570万円と今計上している予算案ですね、補正予算1、700万円を足しますと、大体2、270万円になるそうですが、考えてみると指定管理者の納入金といえますかね、そういうのが確か2、500万ぐらいですかね。2、500万円納入されて、そして2、300万円補償するという、そういう経営があるかしらと。不思議でたまりません。そういう意味では、もう少しですね、緊張感を持ってやっていただきたかったんですね。

それとですね、私は一般質問でも話をしましたが、定期的にその指定管理者とですね、そのグリーンハウスと定期的に、それから前のマーチャント・バンカーズですか、そういう方々と定期的に話をされてきたと思うんですが、私はね、議事録がない、会議録がないということにですね、非常に疑問を感じたんですね。結局、会議録とは何か。やはり、そこで話し合った内容について、問題点や課題を話し合う。そして前進していくという、その問題点や課題がそこに残っているはずですよ。会議録がですね。それがないということ自体が、森友学園じゃありませんけど。あれをあるのにないとか言ってみたら、実際出てきたりしましたけど。これは、芦屋町のこの国民宿舎関係は会議録がない、議事録がないということ自体がおかしい。こういうことについてはですね、歴代の課長さんたちがずっとそうだったと思いますけど、そこにやはり、国民宿舎は芦屋町町民のものだと。役場のものではないですよ。町民の税金で建っているわけですから。そ

ういう緊張感が全くない。そういう意味で入江課長さんのですね、話を聞きまして、よく内容は理解しました。理解はしましたが納得できない。そういう意味で反対せざるを得ません。

○議長 小田 武人君

ほかにございせんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

議案第17号、平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算について賛成の立場で討論させていただきます。

今回グリーンハウスについての休業補償ということで、補正が上がっておりますので、これは法的にいつでもですね、補償すべきものでありますので、金額はさて置いてですね、補償はすべきということで、町が試算した金額において対応しなければならないと考えるので、賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第15、議案第17号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第18号についての討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第16、議案第18号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第19号について討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

毎回、毎回反対をしております。モーターボート競走事業会計補正予算とそれから次のページになりますが、議案第27号のモーターボート競走事業会計予算ですね。これについては、毎回話をしておりますので、平成24年の9月議会における、あそこの勝山のボートピア勝山無償譲渡契約書、いまだ開示されておきませんので、もうますますですね、開示されていないことが疑惑の念を覚える。先ほど言いました森友学園のそういう業務、公文書等ですね、やっと開示されてきておるようですけど。ますます何かそういう疑問をですね、感じざるを得ません。よって反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第17、議案第19号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第20号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第18、議案第20号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第21号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第21号、平成30年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今年度予算にはマイナンバーに関連する予算が640万円計上されており、この間の芦屋町でのマイナンバー関連の事業費は総額8,000万円となっております。町の負担は4,000万を超えています。マイナンバー制度は、国民にさしたるメリットもない上に、プライバシー侵害の危険が格段に強まると言われており、個人情報やプライバシー保護については、実効性ある対策が何もない欠陥法です。情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性を抱えているマイナンバー制度適用の範囲拡大の具体化はやめるべきです。マイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能にし、社会保障の締めつけと、税や保険税・料の徴収強化につながるものであり、認められるものではありません。また、介護保険広域連合への負担金が計上されていますが、第7期保険料は11.8%、652円値上げされ、月額保険料は芦屋町で6,197円となりました。高齢者の負担能力を超えるものとなっております。さらに、現役並み所得の利用料3割負担、共生型サービスの創設、「我が事・丸ごと」地域共生社会構想の推進、財政的インセンティブの付与など急激な制度改革は自治体や事業者の戸惑いを生み、高齢者や障害者の尊厳を傷つけ、介護者の負担を招き、地域で安心して暮らすことを困難にするものです。

また今年度のハード事業は大型改修工事等が計上されていますが、新規事業ではありませんが事業費は大きなものとなっております。大規模改修については、情報を事前に住民に周知し、理解を得る仕組みをつくる必要があると考えます。また、さまざまな分野で指定管理者制度を導入していますが、制度自体の矛盾が噴き出し、行き詰まりを見せています。この間、指定管理者制度の問題点については幾度も指摘を行ってきました。指定管理者制度の問題点を洗い出し、本当に町民のためになるのか検証し、指定管理制度そのものを見直す時期にきていると考えます。

以上のことから反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

議案第21号、平成30年度芦屋町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本、一般会計予算額はモーターボート競走事業会計からの6億円を含めた81億1,000万円となっております。歳出予算で特筆すべきものとして、私も過去に質問したことあるんですが、教育関連で3,300万円を計上し、ICT教育を導入の一環として電子黒板を各小中学校、74教室に設置して2学期から使用を開始することとなっていることをまず評価したいと思います。

このICT機器の導入に当たりましては、ICT支援員を配置し、先生の育成も図りながら児童生徒の授業への関心度を高めていくことが重要なことだと考えています。あわせて30年度も各教室の空調設備工事を実施するようになっております。これも教育環境が整いつつあるなというふうに思っています。また、多くの方が利用している総合体育館やレジャープールの改修を初め、移住・定住促進事業、それから通学費補助の増額、結構な金額になりますが、出産祝い金につきましては、町民の生活環境への支援策としての取り組み、そして芦屋港のレジャー港化に向けた芦屋港活性化推進室を新設して取り組むというのは、執行部のやる気、本気度が見えるというふうに感じます。これらの予算措置については、平成32年度までの時限立法であります過疎債、それから防衛省補助等を有効に活用していると考えます。なお、町民の要望事項に思い切って取り組めるのは、やはりモーターボート競走事業会計からの6億円の繰り入れができるからであって、競艇事業局のさらなる努力に期待して、本予算に対する賛成討論とします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

議案第21号、平成30年度芦屋町一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。ただいま辻本議員からもありましたけれども、平成30年度芦屋町一般会計予算は、町民が生き生きとして暮らしていくための環境づくりとして、総合体育館等の施設整備事業や教育に力を入れている町として、郡内についても先陣を切ってICT教育に係る情報機器導入事業費が計上されております。これは町が進めております振興計画の方針にのっとりした予算であると考えます。とりわけ総合体育館やその周辺の施設は、災害発生時には避難所として利用されることが求められております。そういった視点で、この整備は非常に重要な視点をついているかなと考えます。よって賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この芦屋町一般会計予算について反対討論をいたします。何点かというか、かなりあるんですけど、絞ってですね、4点ほどに、5点ほどに絞って反対討論いたします。

まず、出産祝い事業ですね、500万円計上されていますけど、この芦屋町出産祝金交付要綱というのを見せていただきました。これ、平成27年に告示されているんですね。私自身、これ27年度から32年度までということですので、この交付要綱は私の勉強不足で見ていなかったんですが、今回見させてもらいました。この要綱は「芦屋町に居住し、子どもを生み育てる意欲

を高め、もって活力あるまちづくりを推進するため、次条に定める対象者に芦屋町出産祝金を交付する」と。中身は非常にいいと思いますね。ところがですね、これが現金ではなくて商品券が5万円、10万円、20万円、第1子の場合は5万円、第2子の場合は10万円、第3子以降の場合は20万円というような施策はですね、本当に子供を生み育てる意欲を高めるものになるのかなというのが、買い物をする場所がないということ。しかも商品券ということですから、子供を生み育てようというお気持ちは、2子、3子いいわけですよ。ところが商品券ということですから、それは商工振興ということを狙っているわけですね。一石二鳥ですね。ところが、一石三鳥目がですね、「自治区加入している世帯に属し」と。この辺がですね、どうかと思うんですね。自治区に加入していない人でも税金払っているわけですね、若い方々はですね。なのにこういう区別つける必要があるのか。やはり自治区加入率が年々減少しています。それで自治区加入のためにですね、苦肉の策として、こういう制度を出されたんでしょうけど。そしてですね、これはあれですね。これ、過疎債の借金でやられているということなんですね。そこがまた不思議なもので過疎対策事業債ですね、なぜ借金までして。財政が非常に豊かであればですね、そういうことも許されるけども、借金して平成32年度まで。そしてその7割は地方交付税でいただくけれども、3割は返済するわけですけど。そしてそれを何年か据え置いて5年か10年、8年か10年で返していくわけでしょうけど。執行部の皆さんは過疎債というのは非常に優遇されたものであるから、大いに利用すべきだというお気持ちが皆さん方あるようですけど、私は余りね、過疎債に頼ってはいけないし、借金してまでね、もしこれを、こういう交付要綱を出されて芦屋広報に出されていると思いますけど、過疎債で借金していますということを書いてください。みんなわかりませんよ。ほう、こんなに財政が豊かなのかと思っていると思うんですね。また、地区に入らなければならないというのもね、私はむしろ苦肉の策としてやられたと思うんですけど、私はもう、私の声じゃないですよ、受給者の方が言われる。申請をやめたと。ばらまきではないかと。私たちはそういうばらまきでね、お金を申請しようという気持ちはありませんという人もおるわけ。課長に聞きましたら、大体60～70名ぐらいの方が申請されておるようですけど、まだ申請されていない方が50名ですか、まあ60%は申請されて、申請されていない方もおられると。ちゃんと十分に説明はしているけど。だから要するに、区に入りたくない。区に入れば、いろいろと面倒なことがあるし、またすぐに転出するかもわからないからという方々もおられるでしょうけど。まあそういう形でですね、苦肉の策とは思いますが、これは余りに望ましくないな。もう少し本当に子供たちが、幼児が、子供たちが、我々が本当に住みたいなというまちづくりを、そういうお金に使ってもらいたい。そういう視点で、これについてはですね、反対したいと思います。

それから、マイナンバー制度については、細かく言いません。これまで9,000万円程度、

費用として国、それから県負担ですね。町が大体50%ぐらい。4,500万円から5,000万円ぐらい。また新たにですね、先ほど川上さんは600万円と言われたんですかね、ちょっと聞こえづらかった、すみません。私が計算をしてみますと、600万円と300万円で900万円じゃないかなと思っています。間違ったら失礼します。しかし、ほとんどがですね、町費負担というふうに聞いております。これはもう、国の施策ですからね、しょうがありませんが、我々、皆さん方の立場を考えて、やはり議員がやはり国に対して、これはやっぱりやめなさいというようなことの意味表示として、私は今言っております。

それから、芦屋港活性化推進費というのが上げられています。1,215万6,000円、芦屋港活性化推進支援業務委託。昨年29年度も1,160万円が計上されているということで、これは、昨年の6月議会で芦屋港活性化について、反対討論をいたしました。今、芦屋港におけるボート係留についてはですね、これは芦屋港そのものは県の所有物ですから、国と国土交通省と県が、西川とかですね、そういうところの不法な係留について、それは芦屋港に持っていきたいというようなことについては、何ら私たちには賛成とか、反対とかいう必要はない。これは漁民の方とよく相談をされたり、それから芦屋町には2つのマリーナがありますから、そういう方々といい方向でですね、持っていけばいいと思うんですね。ただ、今回の芦屋港活性化推進費にですね、1,100万円、29年度。30年度委託料1,215万6,000円と、これは業務委託ですね。もう今まで、玄海レクリゾート構想でもそうですし、さまざまな施策についてコンサルタントにもう丸投げと言いましょか、そういう形で出されたものは、コンサルタントの方々がですね、芦屋町の海岸線を歩いたことがあるのかどうか。松林が枯れ、そして今育てておりますけど、それが本当に育つのかどうかもわかりません。防砂垣はもう崩れ、または朽ちているところがたくさんありますね。そういうような中で、飛砂がまた舞い上がってきております。そういうところでですね、商店とかいろいろイベントの建物とか、そういう観光的なものをつくらうとしてもですね、問題が非常に発生するし、またその砂が飛んで来ないようにですね、今度は防砂垣、高さ3メートルでしたか、4メートルでしたか、170メートルでしたね。そういうものを西の海岸の防砂堤とあそこにまたつくるといいます。工事中ですね、今ね。もう、あの荷置き場からもう見えないじゃないですか。そんなのができたら、海岸線は見えませんよ。それから、工事をされている方に聞いたんですね。「この防砂垣をつくってどれだけの砂をとめることができるでしょうかね。」と。まあ責任者の方でしょうか、わかりませんが、「まあ、五、六年すれば、また防砂垣を越えて飛んでくるでしょう。」言ったんですね。公共工事をやって、次々と人の手を加えてやっていけば、ますます海は荒れてくるし。この特別委員会でも話をしたんですけど、飛砂というのが非常に細かい。幸町から浜崎の方々の家の中にも砂が入ってくる。自動車の中の窓を開けてても入ってくる。ということであれば、ボートの係留されているその方が、所有者が

ですね、多分エンジンに舞い入ってくるだろうと思います。それでですね、このいろいろ問題を抱えているわけです。それで私はこの芦屋港の活性化のためにですね、いろいろ取り組みを、我々議員4名が出ておりますから、いろいろな形でその点を言われていると思います。もう一つは砂業者ですね。砂業者は撤退しないともう言明しているわけですから。砂業者がいて、あそこ、観光レジャー港にできるわけありませんね。日本海に位置する小さな芦屋港。そして飛砂が舞い、吹き、堆積する芦屋港周辺地がレジャー化として可能性があるのか。少子高齢化が進む中、芦屋港が将来のまちづくりの大きな核になり得るのか。町長はこの辺を非常に強く力説されておりますけれども、本当に大きな核になると言えるのか。芦屋港のレジャー化が無駄な公共工事につながらないのか。芦屋港をレジャー港に用途変更した場合、維持管理費は誰がするのか。いろいろ問題を抱えていながらですね、今、芦屋港活性化推進委員会が進められております。そしてですね、その推進委員会のメンバーの中で、やはり芦屋港をどのようにしようというようなプランをですね、みずからが想像してつくっていかないかんのですよ。それをコンサルタントに頼んでね、本当、金太郎あめですよ。そういうものができ上がっていく、そのために、それはそれとしてですね、予算をね、1, 100万円、今回1, 200万、そういう予算を組む必要があったのかなと。私は反対せざるを得ません。

それから、もう一つ、教育委員会の方なんですけども、第三者評価委員報酬一人1万4, 000円というのがありますが、これ長年にわたって執行しておりません。何を目的でこれをするんですかと。余り明解な回答がありませんでした。これも長年ですね、10年ぐらひは、それ前からあったかもわかりませんが、第三者委員会というそのものがですね、わからないようなものを計上すべきじゃない。

最後になります、部活動外部指導謝礼が40万円ですね。これ、一般質問でもやったんですが、20万円が40万円になったからいいのかもわかりませんが。やはり今、一般質問の中でですね、いじめの問題についてのなぜこういうふうに関各学校いじめが発生するのかということについては、先生方が生徒と向き合う時間が非常に少ない。教科指導もできない。そういう意味で文科省は通達を出しています。独自にですね、その外部指導者をふやし、手当も出し、そしてまたその部外者、外部指導者の研修会、いわゆる外部指導者の方もですね、じゃあ自分はバスケットができるから、水泳ができるからといってですね、ということと指導することは別ですね。暴力事件も発生するかも知れません。子供たちは言うことを聞きませんから。だから、その外部指導者として、その教育的な配慮をどうすべきかというようなことについての指導者研修会をやってるわけですよ。そういう方々を招いた講演会、指導者研修とかいう予算を入れないかんのですよ。いろいろなところを、10人を2万円を4万円にする。1万円を2万円にするというね、時給にすれば本当、本当もっと少ないんですね。もう少しこれは100万円ぐらひ上げてよかった

んですよ。これが地域の、「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」そういう理念に立った形になると思います。

まだまだ教育委員会はですね、いじめの問題にしても、教科指導にしてもですね、学力向上にしてもですね、まだまだそこ辺の危機感がですね、まだないんじゃないかなあというふうに思います。

何点か説明しましたが、まだまだ、もろもろあるわけですけども、絞って反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第19、議案第21号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第22号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第20、議案第22号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第23号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第21、議案第23号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第24号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第24号、平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

高齢者を差別する医療だとして、国民の大きな批判と反対を押し切り、強行導入された後期高齢者医療制度は今年度で10年目を迎えました。高い保険料や窓口負担に苦しむ高齢者やその家族を初めとして、この制度を廃止して元の老人保健制度に戻してほしいという声は、いまだおさまることはありません。そのような中、政府はさらに、この制度を改悪するという許しがたい暴挙を行ったのです。

改悪の問題点として特例軽減の縮小の問題です。特例軽減は、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの軽減が予算措置され、被保険者の55%に及ぶものでした。それだけ、低所得者や、低年金者が多いということであり、こういう措置なしには、制度が組めなかったということです。しかし、ここにきて安倍政権は、制度は定着したとか負担の公平化、適正化を図るとして、廃止に向けた縮小を開始しました。高額療養費制度についても、上限を引き上げ、負担増を押しつけてきています。

2点目に高すぎる保険料の問題です。後期高齢者医療制度の発足当時から福岡県の保険料は全国一高い保険料となり、2年ごとの改定は3回連続引き上げとなっていました。第5期保険料は余剰金を活用し、史上初めて引き下げとなりましたが、第6期保険料は7万8,875円で2.3%の増となっています。被保険者一人当たりの所得は制度発足時の平成20年は82万4,000であったのが、平成28年には74万2,000まで下がっています。年金は下がる一方、介護保険料の引き上げ、消費税の引き上げ、物価の高騰などにより負担がふえ、余裕がない状態となっています。

3点目に高すぎる保険料が払えない滞納者への対応問題です。年金天引き以外の方法で滞納されている方に、短期証の発行や、財産差し押さえという制裁措置を行っており、余りに無慈悲ではないかという声が挙がっています。後期高齢者医療制度は高齢者に応益負担を求めるところを基本としており、高齢者の置かれている低所得、定年金という実態からかけ離れており、負担の限界を超えています。政府は高齢者が安心して医療にかかれるよう、後期高齢者医療制度を廃止

して元の老人保健制度に戻すことを求めて反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第22、議案第24号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第25号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第23、議案第25号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第26号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第24、議案第26号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第27号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第25、議案第27号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第28号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第26、議案第28号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第28号は、原案を可決することに決定いたしました。

次にそれぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第27、発委第1号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。日程第27、発委第1号については、議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行ったのち、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。

日程第27、発委第1号について、討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第27、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成30年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、大変お疲れでございました。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員